

宮 監 公 表 第 11 号  
平 成 29 年 3 月 27 日

宮崎市監査委員	山	田	義	郎	
宮崎市監査委員	神	戸	洋	一	
宮崎市監査委員	福	井	太		
宮崎市監査委員	日	高	貞	次	

### 定期監査の措置状況の公表について

平成28年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

#### 記

- 1 監査の対象部課等  
・ 農政部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

## 平成 28 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 28 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：農政部)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(農政企画課)</p> <p>①現金出納員（課長）及び現金取扱員が内容確認のうえ確認印を押印することとされている現金出納簿兼金庫日誌の記録について、次のような不備があった。</p> <p>ア 平成 27 年 7 月 17 日に収納し金融機関に払い込んだ現金について、平成 27 年 7 月 13 日に収納し払い込んだ旨記載していた。</p> <p>イ 平成 27 年 10 月 9 日に金融機関に払い込んだ現金について、平成 27 年 10 月 8 日に払い込んだ旨記載していた。</p> <p>ウ 平成 27 年 12 月 18 日に金融機関に払い込んだ現金について、平成 27 年 12 月 17 日に払い込んだ旨記載していた。</p> <p>エ 平成 28 年 3 月 18 日に収納した現金について、平成 28 年 3 月 16 日に収納した旨記載していた。</p> <p>オ 平成 28 年 5 月 25 日に金融機関に払い込んだ現金について、平成 28 年 5 月 24 日に払い込んだ旨記載していた。</p> <p>カ 平成 27 年 7 月 21 日に収納した現金(300 円、領収証 No319213) の記載がなかった。</p> <p>(森林水産課)</p> <p>①椿山森林公園の指定管理について、ログハウスの利用料金は条例に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっているにもかかわらず、その手続きがないまま利用料金の徴収が行われていた。</p>	<p>今後は、現金出納簿の様式を見直し、作成した日誌と書類一式（申請書・領収書）との照会を行って日付を確認する。</p> <p>また、領収日、調定日、払込日の相違については、確認不足による誤りであることから、今後はこのようなことがないように現金取扱者（受付者）の他に複数人での確認を徹底する。</p> <p>①ログハウスを含む椿山キャンプ場については平成 28 年度をもって廃止予定。本課所管の別施設においても、適正な事務手続きが行われているか再確認を行うとともにその取扱を徹底した。</p>

(農村整備課)

①平成 27 年度正蓮寺・蛸原地区湛水防除施設運転管理業務委託、金崎地区湛水防除施設及び糸原樋管運転管理業務委託、山下地区湛水防除施設運転管理業務委託の 3 件の委託契約維持管理仕様書に示された維持管理の執行について、市は受託者が行うべき施設の清掃・草刈作業の範囲を図面で示していなかった。また、受注者が行うべき作業着手及び終了に係る市への報告、作業前の写真記録の実施及び提出、並びに排水機操作要領に基づく操作記録の市への報告が行われていないものがあった(3 地区中 2 地区)。本来、市は、清掃・草刈作業の範囲を図面で示すことにより業務内容を明確にするとともに、定められた報告を受け必要な検査などを行うことにより委託業務の履行の確保を図るべきところ、これらを行わないまま業務完了届の提出を受け委託料を支出していた。

平成 29 年度業務委託から、下記のとおり是正を行うこととした。

- ①清掃・草刈作業の範囲について、図面により示すこととした。
- ②作業報告については、作業開始、終了の連絡をさせることを徹底することとした。
- ③実施状況については、作業実施前後の写真を提出させることを徹底し、検査を実施することとした。
- ④操作記録については、操作開始・終了を、操作員からの連絡により確認することとし、操作記録簿への記入と適切な保管をさせ、適宜確認して履行の確保を図ることとした。

上記各項の履行に必要な、「湛水防除施設運転管理業務委託仕様書」の見直しを行うこととした。

宮崎市監査委員 殿

平成 29 年 2 月 27 日

宮崎市長 戸敷 正

